

制 度 名	災害等廃棄物処理促進事業費補助	主管課名	資源循環推進課・企画調整 G		
		問合せ先	029 - 301 - 3020		
目的・趣旨	災害等廃棄物処理事業費について、社会的経済的影響が極めて大きい市町村に対し、補助を行う。				
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業] ○ 災害等廃棄物処理事業として実施した、ごみ処理及びし尿処理事業</p> <p>[補助要件等] ○ 災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象事業費の 2.5%が当該市町村の標準税込額 の 0.5%を上回ること。</p> <p>[対象経費] ○ 災害等廃棄物処理事業として実施した、ごみ処理及びし尿処理事業に要した経費</p> <p>[補助限度額等] ○ $((\text{災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象事業費} \times 2.5\%) - (\text{当該市町村の標準税込額} \times 0.5\%)) \times 90\%$</p> <p>※ 当該補助事業については、令和元年東日本台風による災害廃棄物処理を対象とし、時 限的な事業であることに留意のこと。</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
災害等廃棄物処理促進事業費補助金			10/10		
[令和 4 年度当初予算額] — 千円		[令和 4 度補助対象団体] — 団体			
<p>[備考] 災害等廃棄物処理事業費補助金の上乗せ分として、対象市町村及び補助対象額を環境省 が決定。環境省は都道府県に対し当該金額を持って基金を造成させ、都道府県は当該基金 を取り崩し、本補助金の財源とする。</p>					